

【資料 4】 研修の受講方法等について（その他検討事項）

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

論点（履修認定について）

指定研修（追加研修も含む）やソーシャルワーク研修の具体的な実施方法としては、講義、演習、見学実習の各形式を組み合わせることで実施することが想定される。

新たな認定資格の趣旨を踏まえ、各研修の履修認定をどのような方法で実施すべきか。

論点（履修認定について）

【検討に当たっての視点】

- 新たに創設する認定資格では、資格取得時点において子ども家庭福祉分野における相談支援等に必要な基礎的な知識及び技術が備わっていることを確認・評価するための試験を行うこととしており、その受験資格として所定の研修課程の修了を求めている。
- 研修課程を適切に修了したことを確認するためには、各科目の履修認定が必要となる。

【整理案】

- 研修実施機関は、受講者の出席状況を出席簿等により確実に把握した上で、履修認定を行うこととしてはどうか。またその際、講義及び演習について、国として出席時間数の定めまでは設けないこととし、認定機関において履修認定に係る基準の詳細を定めることとしてはどうか。
- 追加研修及びソーシャルワーク研修における見学実習については、研修実施機関が所定の時間以上の研修を全て受講していることを確認するとともに、実際に見学が行われていることを確認した上で、履修認定を行うこととしてはどうか。
- 講義、演習及び見学実習について、履修認定を目的としたレポートの提出等までは求めないこととしてはどうか。
- 上記の他、履修認定に係る基準の詳細については、認定機関において定めることとしてはどうか。